

「美食王国もりおかアンバサダー認定制度」実施要領

1 目的

盛岡産農畜産物を積極的に活用し情報発信する食関連産業事業者（以下「認定店」という。）を「美食王国もりおかアンバサダー」として認定・支援することにより、盛岡産農畜産物の利用拡大とその産地としての認知度向上を図ることを目的とする。

2 制度名称

「美食王国もりおかアンバサダー認定制度」とする。

3 定義

(1) 盛岡産農畜産物

盛岡市内で生産される農畜産物で、それらを原材料とする加工品を含む。

(2) 食関連産業事業者

盛岡市内又は盛岡市外で営業する「宿泊業、飲食・サービス業」、「飲食料品小売業」、「食料品製造業」及び「酒類製造業」等とする。

4 認定対象及び区分

(1) 認定は、盛岡産農畜産物を活用する店舗（施設）単位で行う。

(2) 認定区分は、「認定店」及び「認定店プラス」の2つとする。

5 認定基準及び認定区分の判定

別紙「美食王国もりおかアンバサダー認定基準」に基づき、以下のとおり判定する。

(1) 認定店

認定店用の認定基準を全て満たした店舗を認定する。

(2) 認定店プラス

認定店用の認定基準に加え、認定店プラス用の認定基準を全て満たした店舗を認定する。

6 認定審査

(1) 申請受理

盛岡市農業振興連絡協議会（以下「協議会」という。）事務局は、認定申請書（様式第1号）及び申請書に定める添付資料（写真等）の提出を受け付ける。

(2) 審査

協議会事務局は、提出された申請書に基づき書類審査を実施する。

なお、認定店プラスの認定に当たっては必要に応じて現地確認を行う。

(3) 結果通知

審査の決定を経て、協議会事務局は申請者に対し結果を文書で通知する。

(4) 交付

認定店に対し、認定区分に応じた認定証を交付する。

7 支援事項

認定店の集客力や消費者の購買意欲を高めるような取組を実施する。

認定区分	支援内容
認定店	認定店 Google マップへの掲載、協議会の活用する SNS での紹介、市職員への利用推奨及び誘客企画の実施など
認定店プラス	認定店の支援内容に加え、協議会の活用する SNS での優先紹介、美食王国もりおかウェブサイトでの紹介、協議会会長による PR 及び観光客向け PR など

附則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、令和 2 年 3 月12日から実施する。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月21日から実施する。